

行政視察(平成26年実施分)

委員会名	視察年月日	視察先	視察目的
総務委員会	26.10.15～10.17	北海道ニセコ町	ニセコ町づくり基本条例について
		北海道小樽市	小樽市総合計画について
		北海道旭川市	まちなか活性化交流拠点創出事業について
文教委員会	26.10.22～10.24	福岡県志免町	①青少年の居場所「リリーフ」の運営について ②子どもの権利相談室「スキッズ」の運営について
		佐賀県武雄市	①CCCによる図書館運営について ②官民一体型小学校創設の取り組みについて
		福岡県久留米市	久留米市文化芸術振興基本計画の策定経過と効果について
厚生委員会	26.10.22～10.24	兵庫県明石市	明石市の発達支援の取り組みについて
		兵庫県神戸市	①がん検診について ②神戸市健康づくりセンターについて
		兵庫県芦屋市	①権利擁護支援センターについて ②芦屋市地域発信型ネットワークについて
		兵庫県西宮市	障害者相談支援事業について
建設委員会	26.10.15～10.17	滋賀県大津市	①近江新八景ルール(市街地の高度利用のあり方の提言)について ②緑地協定の取り組みについて
		京都府宇治市	①重要文化的景観のまちづくりについて ②緑地協定の取り組みについて
		滋賀県草津市	①草津市景観形成ガイドラインについて ②緑地協定の取り組みについて
		滋賀県彦根市	町並み景観再生のための住・商混合型の地区計画の策定について

総務委員会 委員会視察報告

平成 26 年 10 月 25 日

委員長：近藤 和義

視察行程：平成 26 年 10 月 15 日～17 日

10 月 15 日：北海道ニセコ町

ニセコ町まちづくり基本条例について

10 月 16 日：北海道小樽市

小樽市総合計画について

10 月 17 日：北海道旭川市

まちなか活性化交流拠点創出事業について

視察者：委員長 近藤 和義

副委員長 橋本しげき

委員 西園寺みきこ 内山さとこ

齊藤シンイチ 桑津昇太郎

総務委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 15 日

視察先：北海道ニセコ町

テーマ：ニセコ町まちづくり基本条例について

目 的：我が市では、議会基本条例、自治基本条例が検討されている。これらの条例について、実際の施策展開に実りをあげている先行自治体を調査し、参考にするため。

内 容：

まちづくり基本条例制定までの経緯や制定後の活用方法について質疑を行った。担当者が、「施策実施に当たっては計画段階からの徹底的な情報公開や、きめ細かい住民との懇談会や報告会を行う必要がある。さらに条例は住民を縛るものではなく、住民の権利を保障し、住民の活動が円滑に行えるためにあるのであって、行政のためにあるのではない」と言われたことに感心した。

一例として、ゴミ最終処分地決定について説明があった。前述通り、決定に至るまで情報公開を徹底し、会議、懇談会すべてを公開にして行った。多くの批判や反対があったが、住民との話し合いを粘り強く行った結果、行政への信頼と理解を得ることができたと話していた。仕事に対する責任と誇りを強く持っていることが感じられ、住民の信頼を得て施策を実行することに大きな喜びを感じているようだった。

また情報公開の基本となる文書管理のシステム化には、閲覧可能なすべての資料にファイリングシステムを導入し、どのような資料の検索も 30 秒以内に誰にでも取り出せるように整理されている。このことは紛失や機密漏えいのおそれも少なく、また情報公開の面からも優れていると感じた。

ニセコ町の方々は懇談会や住民会議など、多くの集会に積極的に参画し、自らがまちづくりの中心にいるかのごとく町のことに関心を持っているように見受けられた。

担当者はこれらを意識してまちづくり基本条例

を作ったわけではないが、実践した結果条例がついてくるという感じがしたと述べていた。



成果（参考になった点）、課題等

人口、面積等の違いがあるため、単純に比較はできないが、担当者的話から住民意識が全く違うと感じた。さまざまな会議では、実に多くの方が町のことに関心を持っているように見受けられた。我が市は市域は狭いが、行政に対する関心度が低い気がする。

また、町全世帯に配布される予算説明書は、年度の予算と施策を「中学生にわかる」をコンセプトに解説した冊子で、年度内にどのような事業を実施し、その事業にどのくらいの経費がかかるのかを、事業の具体的な内容とあわせてわかりやすく伝えることを目的に作成している。我が市と予算規模は違うので、同様にはできないが、施策のいくつかを編さんして冊子とし、提供してもいいのではと思える。ニセコ町では「まちづくり基本条例」がすべてを包括しているが、我が市が検討している議会基本条例や自治基本条例も、条例ありきではなく、何が必要なのかをはっきりと示し、これらがあることによって市政がよりよく運営できるものとしなければならない。

総務委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 16 日

視察先：北海道小樽市

テーマ：小樽市総合計画について

目 的：我が市で始まった第五期長期計画・調整計画策定において、他自治体が長期計画策定をどのような方法で行っているのか調査し、参考にするため。

内 容：

小樽市総合計画の策定は昭和 43 年に始まり、現在は第 6 次の総合計画が進ちよく中である。この度策定方法について調査し、我が市との相違点から質疑を行った。一つの相違点は、総合計画審議会委員に市議会議員が入っていることである。「市長から出された議案審査をする市議会議員が、計画案を作るメンバーに入っていることは違和感がないか」との問いに、担当者は、「議会が集中審議を行うので問題が無い」とのことだった。

また、我が市では市民団体との懇談会を行い多くの意見を求めているが、市民団体を審議会メンバーに加えることはなかった。また、構成員数も 29 名と多く、審議を行う上では少々疑問が残った。

市民意見の集約は市民団体、学識経験者、アンケート、小樽商科大学学生との懇談会、地区別懇談会および意識調査、おたる「子ども会議」からの意見、その他パブリックコメントなどを行い、策定審議会に送られる。その後の審査は我が市と同じと思われるが、前述したように 29 名も委員がいることはなかなか大変と思われる。

財政計画はなかなか難しく、市民病院を持っていること、さらに消防も自前であるため職員数が大変多い状況である。これらの財政負担が大きい中、市税収入の落ち込みがあり、その原因である人口減少の影響は大きい。これらを含めて総合計画を立て、観光資源の豊富な小樽市が輝くことができると感じ、調査を終えた。



成果（参考になった点）、課題等

我が市が基本構想・長期計画を策定してから 45 年近くがたとうとしている。視察した小樽市はそれよりも早く総合計画を策定し、現在に至っているが、人口が昭和 39 年から現年の間に実に 4 割も減少してしまった。この状況下で市政運営を行うのはなかなか大変なことと思えた。

我が市では基本構想・長期計画の策定の際、策定委員に市議会議員が入ることはないが、小樽市では 5 名もその中に入っている。さらに、集中審議は策定委員に議員が入っているので 1 日で終了してしまう。どちらがいいのか同時進行していないのでわからないが、少々疑問が残る。

さまざまな状況に対し説明が少し足りないのではないかと感じた。我が市でも説明をもっとわかりやすく簡潔に行い、情報をしっかり出し、市民に目を向け、将来を見据えた議会、行政でなくてはならないと深く感じた。

総務委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 17 日

視察先：北海道旭川市

テーマ：まちなか活性化交流拠点創出事業について

目 的：我が市では、路線商店街の売り上げが減少しており、さまざまな施策を講じているがなかなか回復が難しい。旭川市ではまちなか活性化交流拠点を地域の核として作り、再度にぎわいのある町にするため活動している。その経過と方法を調査する。

内 容：

「まちなか交流館」は、町の情報発信や催し物の開催、幅広い市民の利用と交流を行い、再度市街地の活性化を図るための拠点として設置された。旭川市は近年、旭山動物園の人気により観光客が増加し、空港、駅、バスターミナルがにぎわうようになった。しかし、町中のにぎわいには、観光客も含め町なかを行き交う人の流れが必要である。旭川市は宿泊施設が少なく、市内観光資源が活用しにくい。また、郊外にショッピングモールができ、人の流れは駅中心から大きく変わり、閑散とした状況になった。

駅から長さおよそ 1km、幅およそ 20m の恒久的歩行者専用道路は全国で初めての指定であって、さまざまな利用方法が考えられている。しかし、道路であるため道路交通法の制約があり、車はもとより自転車の駐輪もできないことに加えて、年間を通じての催し物はできないとのことであった。

「まちなか交流館」はこの道路に面しており、総合観光情報センターが併設され、立地・機能とも条件は整っている。レストランや喫茶店、お土産ショップがあり、来館者の要望には十分に答えられると思われた。しかし、周辺道路の通行人数や、お土産ショップ、総合観光情報センターの利用者数、売り上げを見ると大変苦戦しており、本来のにぎわいを取り戻すにはまだ時間がかかりそうだが、さまざまな施策を講じて実績を積み上げ、何とかにぎわいの創出を見いだしたいとの思いが担当者から伝わってきた。今後の推移を見ていきたいと思った。



成果（参考になった点）、課題等

旭川市は人口およそ 40 万人、広大な行政面積のうちの大部分が平地であって、観光資源として旭山動物園を持つ魅力ある町である。しかし、郊外に大きなショッピングモールができ、人の流れが大きく変わるとともに、個店の物品販売は猛烈な打撃を受けた。昭和 54 年には町なかを歩いている人が延べ 36 万人ほどであったのが、現在では 14 万人弱であることを見れば、いかに苦戦をしているかがわかる。

「まちなか交流館」は、我が市の「ハートランド富士見」のように商店街の中のコミュニティスタジオとは全く別な観点から始められた施策で、町全体の活性化を図るものであった。我が市でも町なかの活性化、特に周辺商店街の活性化は急務であり、個店や物販の大変さは共通するものの、旭川市の取り組みとは別な方法を考えねばならない。我が市では、吉祥寺という地域ブランドで情報発信する事が重要と思われる。今回の「まちなか交流館」は、大きな取り組みとして参考にしたい。

文教委員会 委員会視察報告

平成 26 年 12 月 2 日
委員長：土屋 美恵子

視察行程：平成 26 年 10 月 22 日～24 日

10 月 22 日：福岡県志免町

青少年の居場所「リリーフ」の運営について

子どもの権利相談室「スキッズ」の運営について

10 月 23 日：佐賀県武雄市

(午前) CCC による図書館運営について

(午後) 官民一体型小学校創設の取り組みについて

10 月 24 日：福岡県久留米市

久留米市文化芸術振興基本計画の策定経過と効果について

視察者：委員長 土屋 美恵子

副委員長 ひがし まり子

委員 きくち 太郎、田辺 あき子

川名 ゆうじ、本間 まさよ

文教委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 22 日 13:45～15:45

視察先：福岡県志免町

テーマ：青少年の居場所「リリース」の運営について

目 的：青少年の居場所として 7 周年を迎える経過と運営について

内 容：

福岡県の西部に位置する志免町は、戦前は志免炭鉱と石炭のまちとして栄えていた。昭和 39 年の閉山で大きな打撃を受け、人口 1 万 6000 人まで減少したが、福岡市のベッドタウンとして住宅開発が進み現在は人口 4 万人を超えた。面積 8.7 km²。

子どもの権利条例制定に向けプロジェクトチームを設置した。

平成 13 年 4 月に子育てホットライン（電話と面談による相談機関）開設。内容は親子関係・育児ストレス・不登校といった内容が大半であった。また教育相談室でも平成 13 年度 420 件、平成 14 年度 474 件の相談が寄せられその大半は不登校であった。

また委員が中学校訪問し、中学生との対話をする中から、ほっとできる場所や安心できる場所の必要性がうかがえたため、青少年の居場所リリースの開設につながる。

開館時間：平日 13 時～18 時 土・日祝日 10 時～16 時 30 分

利用料：無料、調理実習は 100 円

場所：坂瀬共同利用施設内（応接スペース 卓球台 ソファ 会議室 調理室等のスペースを持つ）

年間事業費：・光熱水費 561,000 円 電話料 10,000 円

事業委託費 3,651,000 円 計 4,312,000 円

・維持管理費 191,000 円 合計 4,503,000 円

委託先：特定非営利法人「スペース de GUN 2」スタッフ 17 名シフト制。

みんなが安心して過ごせる居場所、自分らしくいられる居場所として運営している。

自分の将来を見つけられる居場所と、中学生から 18 歳までのみんなだけが過ごす場所となっている。

視察時に女生徒 1 名がスタッフ 2 名とゲームをしていた。



成果（参考になった点）、課題等

思春期の子どもたちにとり、このような居場所がある必要性を感じる。

武蔵野市にはプレイス内に中高生の居場所を設けており、たくさんの来所者はあるが、問題を抱えている子どもにとっては適当な場所であるかは疑問視するところである。あり方のすみわけにより多少可能になるかが課題にも思える。

リリースは場所的に交通の便が悪い、町の外れということもあり、保護者の送迎に頼るところもあるようで来所者が少ない。子どもたちが利用しやすいことには交通の利便性は必須である。



文教委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 22 日 13:45～15:45

視察先：福岡県志免町

テーマ：子どもの権利相談室「スキッズ」の運営について

目 的：子どもの権利条例から子どもの権利相談室開設及び運営について

内 容：

平成 13 年度の議会質問がきっかけとなり、住民参加で条例を作り、平成 18 年 12 月定例議会において志免町子どもの権利条例が可決され、平成 19 年度から施行された。条例に基づき施策として子どもの権利相談室が開室されている。

開室時間：火・木 13 時から 19 時 土 10 時から 17 時

利用料：無料、相談専用フリーダイヤルあり

場所：総合福祉施設シーメイト内（社会福祉協議会、介護支援センター デイサービスセンター、レストラン ホール 浴室等）

事業費：報酬（子どもの権利救済委員 3 名）1,170,000 円

賃金（非常勤嘱託職員 3 名）3,012,000 円

旅費 303,000 円 需用費 252,000 円 電話料 60,000 円 合計 4,797,000 円

「ありのままのあなたでいいよ（学校に行きたくない、どうせわかってくれない、話を聞いてもらえない、いやなことされた、誰もあそんでくれない、体について、友達ができない、仲間はずれにされた）そんなときは志免町子どもの権利相談室（スキッズ）におしえて！一緒に考えるよ。直接来てもいいしまずは電話でもいいよ。名前を言わなくてもいいよ」をコンセプトとして運営している。



スペース的にはそんなに広くはないが、話を聞いたりゲームをしたりと居場所にもなっている。毎年 11 月には子ども権利フェスタを開催し広報啓発を進めている。また学校に出向いてミニ講座や人権学習講座開催。救済活動は平均年 1 件程度。主たる相談者は中学生。相談内容は家族関係、交友関係の悩みがほぼ同じ位で多く次に進路問題となっている。年間来室者延べ 948 人。対応の状況は主に傾聴、じっくり聞いてあげ、一緒に考え寄り添うことである。

成果（参考になった点）、課題等

平成 19 年に九州で初めて子どもの権利条例を施行し、施策として取り組んできたことは、大変評価するところである。未来の担い手として健やかに育てることは行政の務めである。

武蔵野市においては、条例はないが教育の現場学校内での受け入れ専門員派遣等で進めてきている現状がある。子どもたちにとっては学校以外の関係者のほうが話しやすい、相談しやすいところもあるかもしれない。教育支援センター、チャレンジルーム等、あそべえ、学童、コミュニティセンター、プレイス等での受け入れ態勢の強化も一案である。市独自で権利相談室を設ける必要性等は十分子どもたちの現状把握をし検討すべき課題と考える。

文教委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 23 日 9:00～10:15

視察先：佐賀県武雄市（武雄市図書館）

テーマ：CCCによる図書館運営について

目 的：直営時とCCCによる図書館運営の比較と評価

内 容：

武雄市図書館は、「市民の生活をより豊かにする図書館」と銘打って、市民価値の高い施設にし、コストを下げるコンセプトを基に企画会社CCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）とともに実現した公共施設である。

提携により実現する9つの市民価値として、①20万冊の知に会える場所（開架10万冊から20万冊へ）、②雑誌販売の導入（ライフスタイルの提案）、③映画・音楽の充実、④文具販売の導入、⑤電子端末を活用した検索サービス、⑥カフェ・ダイニングの導入（スターバックスの出店）、⑦代官山蔦屋書店のノウハウを活用した品ぞろえやサービスの導入（自動貸し出し機、分類法、空間など）、⑧Tカード、Tポイントの導入（同意、選択制）、⑨365日、朝9時から夜9時までの開館時間、を掲げ、指定管理者制度によりサービス拡充と行革を実現している。

館内は、図書ゾーン、本の販売、スターバックス、CD、DVDレンタルとさまざまだが、館内移動はスムーズである。本の分類も見やすく手に取りやすい並べ方に工夫されている。閲覧スペースも新聞などゆったり広げられるスペース、横並びの省スペース、向かい合わせのスペースと選べる。指定管理にすることで図書館改装コスト、行政財産の目的外使用で使用区域に家賃支払いを捻出というビジネスモデル。市内はもとより近隣からの来館者で駐車場が土日には満杯の課題が起きている。9時までという事で中高生が部活後に来館するようになり、またビジネスマンの利用も増えている。



成果（参考になった点）、課題等

武蔵野市では複合施設武蔵野プレイス内の図書館を3年前に開館したが、指定管理委託先は外郭団体である。武雄市図書館では、民間業者の力を借りて運営の効率性を図っており、同時に、閲覧しやすい、借りやすい開架方法は学ぶところがある。目的外使用で家賃を取る発想はとかく営業目的が見え見えになりがちだが、600タイトルもあるマガジンストリートは生活の幅を広げる一助ともなっている。スターバックスの位置のせいもあるが食べ物の臭気が気にならない。プレイスでは1階だけでなく上の階まで臭気が上がるので苦情があると聞く。一自治体としての図書館のあり方について再度考える機会になった。

文教委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 23 日 13:30～14:40

視察先：佐賀県武雄市

テーマ：官民一体型小学校創設の取り組みについて

目 的：・なぜ官民一体の小学校創設の取り組みを始めたのか・概要はどのようなものか

内 容：

明治 5 年の学制公布以来、公立学校では黒板と教科書を用いて教員が教え、生徒が教えられるという一方通行の教育が続いてきた。これからの成熟社会を生き抜くためには今まで以上に自分の頭で考え、未来を切り開いていく力が求められる。知識重視教育から多様性を認め、互いに学び合う教育、「飯が食える大人に育てる教育」への転換が今こそ求められている。官と民の垣根を取り払い、互いの強みを生かして教育の充実を図る。生きる力をはぐくむという市長の熱い教育へのあり方が原点である。

受験勉強、進学指導とは一線を画し、自立と魅力ある大人を育てるビジョンの花まる学習会と連携する。市内の小学校 11 校の中から、手上げ方式で希望校を募り、まず 2～3 校を決定する。10 年間の取り決めとする。初等教育の実績として子ども同士の教え合いや、母親へのケアがある。花まる学習会の講師 2～3 名に常駐していただく予定であり、現在、学校の先生と塾側とで一緒に副教材を作成している。また、まず子どもたちが 1 人で学習した後、学校で子どもが自分たちで「学び合い 高め合い 教え合い」を行うことで、子どもたち自身の理解も深まる。

教育課程は現行の学習要領に準拠し、花まる学習会の主要なカリキュラムをモジュール授業として日常的に実施する。予習することにより意欲をもって学習に取り組み、子どもにとって楽しみな、行きたい学校を目指す。

児童一人一人にタブレットを持たせ理科算数に活用する。@18,000 円、計 1 億 3,000 万の予算。教材ソフトは事業者と無料で共同開発していくことになっている。全学校から要望を取り指定校を 11 月に決定し 27 年度より実施。実施後には半年ごとにアンケートを取る。



成果（参考になった点）、課題等

武雄市を知り、訪れ、住んでいただくことを掲げる市長の政治への熱い思いが感じられる視察であった。

教育現場では、旧体制な指導も引き継がれているが、創意工夫した授業展開も進んできている。教師個人の学びや授業展開の方法が校内でばらばらであるという事であれば、児童にとり今年はこの方法、次年度はと、担任が変わるたびに展開方法が変わるという事になりかねない。6 年間を通して、考える面白さ、学習意欲をはぐくむ手法に出会えさせることは未来を担う子どもたちへの大人の義務でもある。一人一人が社会の一員として輝ける公教育を考える示唆となった。



文教委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 24 日 9:30～11:00

視察先：福岡県久留米市

テーマ：久留米市文化芸術振興基本計画の策定経過と効果について

目 的：久留米市文化芸術振興基本計画の策定による市民の文化芸術に関する意識の変化と、予算への反映等

内 容：

国の文化芸術振興政策については、平成 13 年 11 月文化芸術の振興のための基本的な法律として議員立法による文化芸術振興基本法が制定された。平成 14 年 12 月には文化芸術の振興に関する基本的な方針を策定し、それ以降 5 年ごとに見直しを行い、第 3 次基本方針まで策定されている。また平成 24 年 6 月には劇場、音楽堂の活性化に関する法律が制定された。さらに平成 26 年 3 月、2020 年開催予定の東京五輪を見据え文化芸術立国中期プランがまとめられるとともに、第 4 次基本方針も平成 27 年度中にまとめられる予定となっている。久留米市においても、市民一人ひとりの個性を大事にしながら、心の豊かさが実感できる市民生活の実現を目指し、平成 18 年に久留米市文化芸術振興条例を制定し、平成 19 年には久留米市文化芸術振興基本計画を作成した。計画では「文化の幸＝文化芸術が持つ創造力の力によってひとが輝きひとが集う、まちづくり」を掲げ、5 つの目標（①暮らしにうるおい②街に魅力③人に輝く個性④コミュニティに活力⑤都市に創造性）を基本に計画の理念、期間を決め作成。具体的な施策は 91 項目に上る。主な具体的事業の一つ「仕組みをつくる」では「中核拠点施設の整備と地域拠点とのネットワークづくり」が示されている。現在の市民ホールは 1,300 席で 45 年を経過しているが、老朽化と設計による音響効果を考慮した結果、改修を断念した。

現在、久留米シティプラザ（複合施設）を建設中であり、その中に 1,500 席ホール（オペラ、ミュージカル上演可）会議室、400 席の久留米座、子ども世代利用のダンス場、商業施設等が入ることになっており、平成 28 年完成予定。現計画の総括として①数値目標の設定と事業の重点化②文化施設の効果的な活用とネットワークづくり③次代を担う子どもたちへの取り組みの強化④若手芸術家の発掘、育成⑤市民団体等との連携、協働⑥久留米らしさの再考と魅力向上が出されている。



成果（参考になった点）、課題等

文化芸術振興基本計画をつくるにあたり、現状と課題がはっきりとし具体的な施策への反映がわかりやすいと感じられる。予算付けとしては増えたところは特にないようであるが根拠が見えやすい。久留米市の総括課題に関して本市との比較をしてみると、子どもたちへの取り組みの強化は概ね実施されている。文化施設の効果的な活用は明確にする必要を感じる。若手芸術家の発掘育成はフェスティバル等で行っているが効果の検証も必要ではないか。

振興計画は本市では現時点では作成されていないが、豊かな市民生活を進めていくには一考する必要があるのではないだろうか。



厚生委員会 委員会視察報告

平成 26 年 12 月 4 日

委員長：小美濃安弘

視察行程：平成 26 年 10 月 22 日～24 日

10 月 22 日：兵庫県明石市

- ・明石市の発達支援の取り組みについて

10 月 23 日：兵庫県神戸市

- ・がん検診について
- ・神戸市健康づくりセンターについて

10 月 23 日：兵庫県芦屋市

- ・権利擁護支援センターについて
- ・芦屋市地域発信型ネットワークについて

10 月 24 日：兵庫県西宮市

- ・障害者相談支援事業について

視察者：委員長 小美濃安弘

副委員長 高野恒一郎

委員 蔵野恵美子、小野正二

山本ひとみ、しばみのる

厚生委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 22 日 午後 1 時 15 分～午後 3 時 15 分

視察先：明石市

テーマ：明石市の発達支援の取り組みについて

目 的：武蔵野市の発達支援及び相談支援の向上

内 容：

「明石市の発達支援」

- ・明石市は、障害福祉課から、平成 24 年度に発達支援課を分離し、よりきめ細かい発達支援を行っている。
- ・「発達障害理解のために」というパンフレットを作成し、自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、学習障害について、障害の特徴などをわかりやすく広報している。
- ・警察官に向けたパンフレット「こんな経験ありませんか？」を作成し、パトロール中や職務質問における、発達障害に対する理解度の向上に努めている。
- ・相談事業を明石市が直営で行っている。このことにより、教育委員会や子育て相談窓口との連携がスムーズになっている。
- ・発達障害児（者）の保護者と支援者、支援者と支援者の連携手段となるファイル形式のノート「サポートノート」を発行している。相談のたびに生育歴などを尋ねられることや、担任の先生が変わると、その都度子どもの特徴を説明しなければならないことなどを解消した。

「児童発達支援センター あおぞら園」

- ・ふれあいプラザあかし西内にあり、言語療法、音楽療法、作業療法、自由保育、行動療法、設定保育などを行っている。

「児童発達支援事業 きらきら」

- ・ふれあいプラザあかし西内にあり、①家族がわが子を客観的に理解し、わが子へのかかわり方を学んでいく、②家族の孤立感を和らげ、同じ悩みを持つ親同士をつなげていく、③家族や子どもが自己肯定感を持てるように促す、④職員とともに進路について考えるなど、保護者同伴による、母子・父子療育施設である。
- ・社会福祉法人が両施設の指定管理者であり、市からの委託料は約 3,000 万円である。



あおぞら園・きらきら

成果（参考になった点）、課題等

- ・障害福祉課から、発達支援課を独立させたことで、より発達障害への支援が手厚くなった点は評価できる。しかし、課が分かれてしまうと、情報連携の面で課題が生じることもあるようだ。
- ・警察官に向けたパンフレット作成は評価できる。地域では、発達障害者（児）が、警察に保護されることが少なからず見受けられる。第一線の警察官に理解度を高めていただくことはとても重要である。
- ・サポートノートを発行していることは評価できる。発達障害者版母子手帳のようなもので、この一冊があれば、一人一人の支援がより丁寧なものになると考える。しかし、書き込みの手間などがあり、すべての発達障害児が利用しているということではないようだ。



発達支援センター

厚生委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 23 日 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分	
視察先：神戸市	
テーマ：がん検診について	
目 的：武蔵野市のがん検診の向上	
内 容： <ul style="list-style-type: none">・がんに対する正しい知識の普及啓発等、がんの予防を推進するとともに、早期発見、早期治療に向けて、受診率の向上に努めている。・集団検診会場において、神戸市が実施するがん検診の啓発、受診勧奨を実施することに対して、がん検診の受診率向上のため、がん検診推進員を配置している。・市民にがんの予防、早期発見、早期治療に係る意識を普及させ、がんの予防対策ならびに患者および家族等の活動に対する支援の充実に努め、市民総ぐるみで、がん対策のさらなる向上に寄与していくことを目的に、議員立法によって「神戸市がん対策推進条例」が制定された。平成 26 年 4 月 1 日より施行された。・健康ライフプラザで実施する子宮頸がん検診は、液状処理細胞診に加え、HPV 検査を行うことができ、がん発見率の向上に努めている。	
成果（参考になった点）、課題等 <ul style="list-style-type: none">・市民に対して、がんの予防、早期発見、早期治療に係る意識を高めていくことなどを目的とした、「神戸市がん対策推進条例」を議員立法で制定したことは評価できる。・行政関連施設で、子宮頸がん検診の、細胞診と HPV 検査ができることは、がん発見率向上のためにも評価できる。しかし、市民に対するアピールが浸透していないらしく、受診率は低い。	
	
健診フロア	概要説明

厚生委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 23 日 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

視察先：神戸市

テーマ：神戸市健康づくりセンター（健康ライフプラザ）について

目 的：武蔵野市の健康施策全般の向上

内 容：

- ・平成元年、兵庫貨物駅跡地施設設立地検討委員会により、「健康増進等の施設の整備を図る」ことが報告され、平成 3 年健康ライフプラザの基本構想を策定、設立準備を進めていたが、平成 7 年 1 月、阪神・淡路大震災の被災により施設規模縮小を決定し（プール、ジャグジー廃止）、平成 10 年 2 月に開設される。
- ・主な施設は、3 階 医学的・生理学的検査施設、4 階 トレーニングジム、スタジオ、食生活指導室、5 階 多目的室、ランニングトラックである。
- ・事業者や団体を対象とした「健康づくり支援事業」を実施しており、出前職員健康づくり教室は、年 70 回程度実施され、延べ参加人数は 2,500 名程度である。
- ・65 歳以上の方は、スポーツジムの半額（1 回 350 円、1 か月 2,500 円）で利用でき、本格的なマシンにより健康増進が可能である。その他、「エクササイズコース」、「美からだスクール」など、民間スポーツジム等の共同事業体の指定管理者による運営で、さまざまなプログラムを実施している。

成果（参考になった点）、課題等

- ・指定管理者として民間スポーツジム（共同事業体）を選定し、市民に関心のあるプログラムなどを提供している点は評価できる。また、武蔵野市と比較して、受益者負担のあり方も参考になった。



ライフキッチン



第 2 スタジオ

厚生委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 23 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

視察先：芦屋市

テーマ：権利擁護支援センターについて

目 的：武蔵野市の権利擁護の向上

内 容：

- ・「多問題複合支援ニーズ（虐待、多重債務、貧困など）を抱えた世帯への支援体制」強化のため、平成 22 年 7 月より、保健福祉センター内に権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行う、権利擁護支援センターを設置するとともに、新たに「権利擁護支援システム推進委員会」を発足した。
- ・高齢者や障害者に対する虐待などに対しては、各対応マニュアルを作成し、対応フローによって、より綿密な支援につなげている。

成果（参考になった点）、課題等

- ・高齢者や障害者に対する虐待対応マニュアルを作成し、対応フローチャートにのっとり、ち密な対応をすることにより、虐待などの原因になっている多重債務や貧困といった、世帯内の複雑な課題も取りこぼさないよう努力している点は、大変評価できる。



権利擁護支援センター



保健福祉センター

厚生委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 23 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

視察先：芦屋市

テーマ：芦屋市地域発信型ネットワークについて

目 的：武蔵野市の地域リハビリテーションの向上

内 容：

- ・「だれもがその人らしく住み慣れた地域でいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちをめざす」ことが理念である。
- ・芦屋市では、「小地域福祉ブロック会議」を開催し、地域課題の抽出を行い、それらの共通課題に関して中学校区で形成される「中学校区福祉ネットワーク会議」で共有している。当初は、高齢者への対応だったが、平成 22 年度から、高齢者に加えて、子ども、障害者にまで範囲を拡大した。
- ・全市域の取り組みとして、芦屋市地域福祉推進協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、権利擁護支援システム推進委員会、地域ケアシステム検討委員会をネットワーク化している。生活圏域の取り組みとして、ミニ地域ケア会議、小地域ブロック連絡会、市民、団体などをネットワーク化している。それぞれが課題を抽出し、横断的な支援体制を組んでいる。

成果（参考になった点）、課題等

- ・「だれもがその人らしく住み慣れた地域でいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり」の理念は、武蔵野市第五期長期計画の地域リハビリテーションの理念と同一のものだと考える。武蔵野市では、まだ、段階的な取り組みであり、地域包括ケアの域を超えていないが、芦屋市では、全市域的、生活圏域的にネットワークを作り上げ、すでに実行している。武蔵野市としても、このネットワーク図は、参考にすべきと考える。



概要説明



保健福祉センター

厚生委員会（平成 26 年 10 月 22 日～24 日）

日 時：平成 26 年 10 月 24 日 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分	
視察先：西宮市	
テーマ：障害者相談支援事業について	
目 的：武蔵野市の障害者相談支援の向上	
内 容： <ul style="list-style-type: none">・西宮市社会福祉協議会等が、基幹相談支援センターとして市から相談支援事業を受託している。・平成 25 年度、これまでの相談支援の取り組みを評価しながら、相談支援体制の再構築を行った。その中で、相談支援体制の中核となるべき基幹相談支援センターを設置し、①基幹相談支援の充実・強化、②人材育成、③コミュニティソーシャルワークの 3 本柱で事業を進めることとなった。・精神病院からの地域移行支援については、精神障害を中心に支援している A 事業所が、ほぼすべてのプロセスを実施している。・地域移行プロセスおよび役割分担の方針として、①地域への啓発（地域自立支援協議会フォーラム等）、②病院へのアプローチ（実態把握調査・保健所、病院スタッフとの連携・連携協議会の開催・市、総合相談支援センター、A 事業所が役割分担）、③ピアサポーターの養成と活用（A 事業所と総合相談支援センターが役割分担）、④入院患者への動機づけ（A 事業所）、⑤個別支援（各指定一般相談支援事業所）がある。・特徴的な取り組みとして、「本人中心支援会議」がある。これは、本人と特定・障害児相談支援事業所および、基幹相談支援センターである「障害者総合相談支援センター西宮」の三者以上が必ず同席し、本人の意向を確認する。その際、基幹相談支援センターは、レフェリー役などを務めることにより、サービス提供事業者の抱え込みを防止している。	
成果（参考になった点）、課題等 <ul style="list-style-type: none">・相談事業を受託している社会福祉協議会は、そのために専門職員を 11 名ほど設置している。・相談支援を行う際、「本人中心支援会議」を設けて、本人、サービス提供事業者に加えて、基幹相談支援センターである社協等の職員が必ず同席することにより、サービス提供事業者の抱え込みを防止することができる点は評価したい。しかし、西宮市職員の方も話されていたが、丁寧な対応が故に、対象者全員に行うのは時間がかかりすぎるという課題がある。	
	
西宮市役所	西宮市議会前

建設委員会 委員会視察報告

平成 26 年 10 月 24 日

委員長：深沢 達也

視察行程：平成 26 年 10 月 15 日～17 日

10 月 15 日：滋賀県大津市

近江新八景ルール（市街地の高度利用のあり方の提言）について
緑地協定の取り組みについて

10 月 16 日：京都府宇治市

緑地協定の取り組みについて
重要文化的景観のまちづくりについて

10 月 16 日：滋賀県草津市

草津市景観形成ガイドラインについて
緑地協定の取り組みについて

10 月 17 日：滋賀県彦根市

町並み景観再生のための住・商混合型の地区計画の策定について

視察者：委員長 深沢 達也

副委員長 前田 秀樹

委員 落合 勝利、山本あつし、与座 武

建設委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 15 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

視察先：滋賀県大津市

テーマ：近江新八景ルール（市街地の高度利用のあり方の提言）について

目 的：景観行政ならびに緑化施策について参考に資するため。

内 容：

- ①琵琶湖の自然水系と自然景観を守ることを目指し取り組む。
- ②古都保存法に基づく古都指定を目指し取り組み、平成 15 年に古都指定を受ける。
- ③平成 18 年、景観法に基づき「大津市景観計画」を策定。景観区域内における届出制度を開始。これに基づき誘導に努める。
- ④平成 22 年「市街地のあり方検討委員会」が、『「近江新八景ルール」への提言～市街地の高度利用のあり方について～』を発表。
- ⑤「近江新八景ルール」では、「重要眺望点」の設置、守るべき景観として、「重要地区」（例：堅田地区、坂本地区）を指定、「景観重要建築物」の指定、「地区計画」の拡大、「景観協定」に基づくルールづくり、等に取り組む。



概要説明

成果（参考になった点）、課題等

（成果）①広域景観の取り組みが実施されていること（平成 25 年「びわこ大津草津景観推進協議会」が設置され、「びわこ大津草津景観宣言」が出された）。

②景観のあり方をめぐるワークショップ等による大学との連携や、大津景観絵画展などを通じ、学生の参加が目立ってきたこと（古い町並みを守るまちづくりに取り組む）。

以上の①、②等について、取り組みの状況を理解することができた。

（課題）高度利用の問題（もともと高い建物がなかったが、マンションが建ち始めてから課題となっている）。

（参考になった点）

①「日常のなかで琵琶湖を感じられる」というコンセプト設定のなかで、景観行政への市民参加が行われていること。

②市街地の高度利用の取り組みについて（高さ制限について、事業者などと 100 回くらい対話を重ねたとの話があったこと等）。

結論は難しいが、時間をかけている。

建設委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 15 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

視察先：滋賀県大津市

テーマ：緑地協定の取り組みについて

目 的：景観行政ならびに緑化施策について参考に資するため。

内 容：

- ①都市緑地法 45 条協定（全員協定）、同 54 条協定（一人協定）とあわせて、現在、39 か所と協定を結んでいる。
- ②財政的な支援は行っていない。
- ③協定の有効期間は 5 年～30 年。
- ④緑化率の規定はないが、現況は平均で 13.1%。
- ⑤地区計画に配慮しながら、緑地協定を進めている。



概要説明

成果（参考になった点）、課題等

- （成果） 都市緑地法 45 条協定（全員協定）については、そのほとんどが更新されている。開発する際に緑を植えることが定着してきているなど、これまでの取り組み状況とその成果を理解することができた。
- （課題） 都市緑地法 54 条協定（一人協定）については、限られた宅地面積の中で、道路に面した場所に駐車場を設置する場合などは、緑化のスペースが確保できないこと。
- （参考になった点）
旧法（都市緑地保全法）が施行された昭和 40 年代から実施していたことで、開発の際にあわせて緑化に取り組むことが一般的になり、市民に定着してきたこと。

建設委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 16 日 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

視察先：京都府宇治市

テーマ：重要文化的景観のまちづくりについて

目 的：景観行政ならびに緑化施策について参考に資するため。

内 容：

- ①平成 6 年、「平等院」ならびに「宇治上神社」が『世界遺産』に指定される。
- ②同年、「平等院」の背景に位置する箇所に高層マンションの建設計画があることが判明する。
- ③同高層マンションの建設による景観問題が発生。
- ④平成 14 年、「景観まちづくり条例」を制定。
- ⑤平成 16 年、「景観法」による「景観行政団体」となる。
- ⑥平成 21 年、都市整備部に「歴史まちづくり推進課」が設置される。
- ⑦平成 21 年以降、国の重要文化財としての平等院の背景に入る建物は、20 メートルの高さ制限が実施された。現在、背景にあるマンションは既存不適格になっている。



宇治上林記念館前



世界遺産 平等院

成果（参考になった点）、課題等

（成果）①旧法の時代に先駆けて取り組んだことにより、初期の目的は達成しているとのこと（景観行政団体として国から指定を受けたことで、20 メートル以上の建物は建てられない等）。

②平成 16 年以降、大規模開発はなくなった。

③平等院に至る参道の町並みは建物の形状、高さ、色彩など一定の統一があり快適といえる。

以上の①から③について等、これまでの経過や取り組みの状況を理解することができた。

（参考になった点）

教育委員会にあった文化財担当が都市整備部に移され、「歴史まちづくり推進課」としてまちづくりを担当していること。

建設委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 16 日 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

視察先：京都府宇治市

テーマ：緑地協定の取り組みについて

目 的：景観行政ならびに緑化施策について参考に資するため。

内 容：

- ①旧法（都市緑地保全法）第 20 条（現行都市緑地法第 54 条：一人協定）に基づく指定が 40 件、旧法第 14 条（現行都市緑地法 45 条：全員協定）に基づく指定が 6 件、計 46 件ある。
- ②平成 16 年以降には、大規模開発が少なくなってきた。初期の目的は達成されている。



概要説明

成果（参考になった点）、課題等

（成果） 旧法（都市緑地保全法）第 20 条（一人協定）、同第 14 条（全員協定）による協定のほとんどが更新されている等、現在の取り組みの状況を理解することができた。

（課題） 近年、宅地開発が小規模化しており、駐車場の設置等によって緑化率が低くなってしまうこと。

（参考になった点）

旧法（都市緑地保全法）が施行された昭和 40 年代から実施したことで、開発の際に緑化することが一般的になり、市民に定着してきたこと。

建設委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 16 日 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

視察先：滋賀県草津市

テーマ：草津市景観形成ガイドラインについて

目 的：景観行政ならびに緑化施策について参考に資するため。

内 容：

- ①平成 24 年、草津市景観計画を策定。
- ②市全域が景観エリアに含まれる。
- ③琵琶湖岸景観形成重点地区、伝統的沿道景観重点地区を指定。
- ④街道筋（東海道と中山道が交差する）は、歴史街道軸として整備。建物と色彩の調和を図るための取り組みを進める。
- ⑤景観法による届け出は月 20～30 件あり、色彩については実効性がある。
- ⑥ゾーニングで、「琵琶湖岸ゾーン」、「まちなかゾーン」、「田園ゾーン」、「住宅地ゾーン」、「丘陵部ゾーン」を設定。
- ⑦「子どもまち歩き」の実施は、子どもの感性を生かす取り組み。世代を超えてウォーキングし、ポイントを探す。「くさつ景観スケッチ」（景観フォーラム）を実施。好ましい景観、残すべき景観、改善すべきところを分類し、重点地区を決めルールづくりに取り組む。



史跡草津宿本陣前



草津川跡地整備工事現場

成果（参考になった点）、課題等

（成果）小学校区（13 学区）に景観重点地域を指定。色彩について実効性があること等、これまでの取り組みやその成果について、理解することができた。

（課題）住民中心のまちづくりへ向けた啓発。

（参考になった点）

- ①子どもの感性を生かすための子どもまち歩き、世代を超えてのウォーキングにより、まちづくりのポイントを探すこと。
- ②屋外広告物撤去を市民団体、住民、自治会に依頼する除去ボランティア認定制度。市民協働の取り組み。

建設委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 16 日 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

視察先：滋賀県草津市

テーマ：緑地協定の取り組みについて

目 的：景観行政ならびに緑化施策について参考に資するため。

内 容：

- ①平成 10 年、都市緑地法 45 条協定（全員協定）
2 件、54 条協定（一人協定）10 件。
- ②「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」（平成 10 年）を改正し、緑地協定を
努力義務とした（平成 24 年）。



概要説明

成果（参考になった点）、課題等

（成果） 都市緑地法 45 条協定（全員協定）、同 54 条協定（一人協定）ともに、そのほとんどが更新されていることなど、取り組み状況を理解することができた。

（課題） 近年、宅地開発が小規模化しており、駐車場の設置等によって緑化率が低くなってしまうこと。

（参考になった点）

住民中心のまちづくりへ向けた啓発と、地域まちづくりへの市民参加の進捗により、地域において緑化に対する共有認識があるように思われる。

建設委員会（平成 26 年 10 月 15 日～17 日）

日 時：平成 26 年 10 月 17 日 午前 10 時～正午

視察先：滋賀県彦根市

テーマ：町並み景観再生のための住・商混合型の地区計画の策定について

目 的：景観行政ならびに緑化施策について参考に資するため。

内 容：

- ①平成 6 年、都市景観基本計画を策定、同 8 年「快適なまちを創る景観条例」を制定。
- ②「彦根城」周辺の、町屋の建物が並んだ通りを改造するなどの取り組みを進め、『夢京橋キャッスルロード』（昭和 60 年～平成 11 年完成）、『四番町スクエア』（平成 11 年～平成 18 年完成）が新たに形成される。
- ③『夢京橋キャッスルロード』（延長 350m）のビジョン形成では、民間で「まちなみづくり相談室」が設置され合意形成への取り組みがなされた。11 の商店会がネットワークづくりに取り組み、「街なか歩きが楽しい城下町」を目指し、まちづくりの組織と仕組みづくりに努めた。地権者と借家人 68 名が「本町まちなみ委員会」をつくり市に意見を伝え、地区計画に取り組んだ。
- ④『四番町スクエア』では、若手を中心に勉強会が繰り返された。2～3 階建てが多く、区画整理事業として取り組み、建物コンセプトで地域協定に取り組む。



概要説明



夢京橋キャッスルロード



四番町スクエア

成果（参考になった点）、課題等

（成果）空き店舗、建物の老朽化、後継者不足などで空洞化した商店街をよみがえらせたことなど、取り組みとその成果を理解することができた。

（課題）都市計画道路整備によって古い町並みが消える部分が出ること。

（参考になった点）

- ①「OLD NEW TOWN」のコンセプト設定。
- ②同市にある滋賀県立大学環境建築デザイン学科との連携。建物を建てる時に指導を受け、地域のコンセプトに合った建物となっていった。
- ③まちづくりは「人」（人材）に帰する。『夢京橋キャッスルロード』実現へ向けた「まちなみづくり相談室」も、その運動の中心となった医師が所有する家屋を開放して設置されたとのこと。